

# 回 答 書

令和6年5月7日現在

入間市ゼロカーボンシティ普及モデル事業プロポーザル参加事業者募集要項に対し、次のとおり質問がありましたので回答いたします。

1	<b>【質問事項】</b> 土地取得者が戸建住宅の分譲すること以外に第三者への所有権移転は原則禁止とありますが、土地取得者が戸建住宅の分譲と併せて分譲地の一部を賃貸戸建として運用及び販売することは出来るのか。 また、戸建以外の施設（アパートなどの共同住宅）の建設は不可との認識で良いのか。
	<b>【回 答】</b> 募集要項7ページに“戸建住宅を整備・販売してください”と参加資格要件を定めていますので、賃貸用でも戸建住宅を販売するのであれば問題ありません。しかし、土地取得者の運用は、販売しないことになるので、認められません。 また、戸建以外の施設（アパートなどの共同住宅）の建設は不可となります。
2	<b>【質問事項】</b> 開発指導要綱に沿う計画以外は、実施することが出来ないとの認識で問題ないか。
	<b>【回 答】</b> お見込みのとおりです。
3	<b>【質問事項】</b> 本事業における入間市側のPR活動はありますか。ある場合のPR方法を教えて頂きたい。
	<b>【回 答】</b> ゼロカーボンシティ全般については、引き続き広報やホームページ等によるPR活動を実施していきませんが、本事業単独のPR活動で、現時点で決定しているものではありません。
4	<b>【質問事項】</b> 建築条件付き売地（先に土地契約を締結し、お客様間取り希望を確認してから建築申請を行い当社にて建築する）での販売は問題ないか。もしくは

	<p>は建売販売限定でないといけないのか。</p>
	<p><b>【回 答】</b>          建築条件付き売地での販売でも問題ありません。ただし、募集要項17ページ等に“土地の引き渡し日から起算して2年以内に、事業提案の内容に沿った建築物等の建設が完了し、住宅の引渡しできる計画”とすることを定めていますので、ご注意ください。</p>
	<p><b>【質問事項】</b>          当社では自社販売（売主直販）ではなく複数の販売会社（仲介会社）を通しての販売活動は問題ないか。</p>
5	<p><b>【回 答】</b>          募集要項7ページに“宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有していること”と参加資格要件を定めていますので、その条件を満たした上で、販売活動を販売会社へ委託等することは可能です。</p>